

行政に対する苦情の受理状況報告書

(令和3年10月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用

受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に答えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和3年11月

参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況（令和3年10月1日～31日）

上記期間に受理した苦情は、以下の12件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室（内線75366）

	件名・要旨	受理年月日
1	<p>【ひとり親家庭等への支援の在り方について】</p> <p>ひとり親家庭に対する現金給付等の支援の際は、当該家庭が真にひとり親家庭であり経済的に困窮しているのかなどを確認するようにしてほしい。相手側が離婚を受け入れないために、ひとり親家庭として支援が受けられない家庭がある一方で、偽装離婚により、ひとり親家庭としての支援を受けている家庭もある。また、子供への給付を親が自分のために浪費する家庭もあり、そのような家庭の場合、育児放棄や虐待が行われている可能性もある。単にひとり親家庭に対して現金給付を行うのではなく、年収で判断するなど本当に困っているところに支援が届くようにしてほしい。</p>	R3. 10. 7 ホームページ
2	<p>【炭素税の導入について】</p> <p>森林による炭素吸収について何ら議論も行わないまま、炭素税の性急な導入を目指す環境省の姿勢には賛同できない。外国主導の形骸的な環境対策は国民の幸福に何ら寄与しないと思う。</p>	R3. 10. 7 ホームページ
3	<p>【プラスチック製買物袋の有料化について】</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化により、会計後のマイバックへの袋詰めや買物袋の要否確認のためにレジが混雑し、余計な時間がかかっている。この時間は国全体で考えれば大きな経済的損失であり精神的なストレスの原因でもある。このような不利益を補う正当性がプラスチック製買物袋の有料化にあるのであれば、その中長期的効果を説明するべきである。</p> <p>既に国民に対する意識付けはある程度できている。今後は買い物時にプラスチック製買物袋を不要とする者に対してポイント還元等をするような取組に変えるなど、国民に負担を強いるのではなく、便利で快適な生活ができるように考えてほしい。</p>	R3. 10. 8 ホームページ
4	<p>【刑務所職員の受刑者に対する態度について】</p> <p>私が服役している刑務所の職員は、刑務作業の際に意見した受刑者には指導として意味もなく怒鳴りつけたり懲罰を科す一方、指示に従う受刑者については不正行為も容認する等の優遇をするなど受刑者間の取り扱いが不平等である。また、当該状況について所長や刑事施設視察委員会に対して申立てをしようとしても、妨害を行ってきた。</p> <p>職員のさじ加減のみで受刑者の処遇が左右されることは納得できず、あってはならない。刑務所は更正という目標に向けて生活を送る場所であるはずが、このような職員の下では自分と向き合えるような状況ではないことから、是正してほしい。</p>	R3. 10. 8 郵送

	件名・要旨	受理年月日
5	<p>[新型コロナウイルス感染症等について]</p> <p>新型コロナウイルス感染症やPCR検査の信頼性、新型コロナウイルスワクチンの安全性に疑問を呈している専門家もおり、厚生労働省はPCR検査の陽性判定は必ずしも感染性を直接証明するものではないとしている。医学的根拠に基づいた新型コロナウイルス感染症の実態やPCR検査の情報、新型コロナウイルスワクチンの製造過程や含有物・危険性等の情報を公表してほしい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で国民生活が逼迫する一方で、皇室費として毎年多額の税金が投じられるのは不平等であることから、新型コロナウイルス感染症の影響により職を失い生活できなくなった人々のための住居として皇居を開放するべきである。</p> <p>また、経済回復のため、収入が30%程度減少した人を対象として、国の特別会計から100万円単位で給付金を支給してほしい。その際、帳簿書類等の保存期間は3年程度とし、所得税の課税対象から除外するようにしてほしい。</p>	R3. 10. 11 ホームページ
6	<p>[衆議院議員総選挙の公示から投票までの期間について]</p> <p>衆議院議員総選挙の公示から投票までの期間が短すぎて考える余裕もない。海外在住の選挙権保持者のことも考慮し、国民の選挙権を尊重するため十分な期間を設けるべきである。</p>	R3. 10. 12 FAX
7	<p>[所得の分配について]</p> <p>衆議院議員総選挙を控え、政府は格差是正のため、「分配」という言葉を使い給付金の支給を計画しているようだが、その原資は税金であることから「再分配」という言葉を用いるべきである。</p> <p>再分配には多くの労力と費用がかかり、支給対象を限定すると不公平が生じる。最も効率的で公平であるのは消費税の減税を実施することであり、消費税の逆進性により特に低所得者に対して効果的であることから、すぐにでも取り組むべきである。</p>	R3. 10. 13 ホームページ
8	<p>[大学受験予備校の政府認識と異なる内容の教育について]</p> <p>報道によると、学校法人の大学受験予備校のテキストにおいて、竹島などについて政府の認識とは異なる内容の記述が見つかり、学校側は一旦は削除したものの、内部で議論した結果、削除の撤回を決めたとのことである。これは、今後も政府見解と異なる内容を教育することを使命とするとの主張を行動で示したことになると思う。文部科学省は、本件について学校法人の認可取消等の処分を検討すべきであり、問題がないのであれば、その旨を発表してほしい。</p>	R3. 10. 14 ホームページ
9	<p>[選挙の投票について]</p> <p>衆議院議員総選挙が行われるが、コロナ禍において人流抑制や3密回避が求められている中、投票日に指定の投票所に足を運ばなければならないのは疑問である。諸外国では徐々にインターネットを通じた投票が実施され始めている。デジタル庁のミッションにも「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を」とある。インターネット投票の実証実験を行う自治体の事例なども参考に、国政選挙においても早急にインターネット投票等の導入を進めるべきではないか。</p>	R3. 10. 18 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
10	<p>[ストーカー規制法の見直しについて]</p> <p>ストーカー規制法では、相手に拒まれたにもかかわらず連続して電子メール、文書等を送る行為を規制対象としている。しかし、恋人間で撮影された性的画像の削除依頼を行う場合や、貸していた金銭の返還を求める場合などにおいて、連絡を受けた相手側が、連絡した側の行為をストーカー行為であるとして通報できてしまうなど、制度が責任逃れのために悪用される事態が顕在化している。相手へ連絡することで相手から通報される可能性があるために、手段をなくして極端な行動に出るなど、制度の存在がかえって凄惨な被害を生ずる犯罪の発生を誘発しかねない。制度を悪用して通報する者に対しては警告を行うなどの見直しを行うべきである。</p>	R3. 10. 25 ホームページ
11	<p>[西武信用金庫による不正への金融庁の対応について]</p> <p>西武信用金庫の不正融資問題に関し、被害者への不正を認めない同金庫に対して被害者救済を行わせるためには、金融庁がその保有する行政文書の開示を行うことが必要となる。そこで、金融庁に対して情報開示請求を行ったところ「検討中」とされ、保有個人情報開示請求は「全て不開示」とされた。不開示決定は納得できないため直ちに審査請求を行うつもりであるが、審査には長い時間がかかることが想定される。金融機関の不正の再発防止のためにも、過去の事例は隠すのではなく、公開すべきである。金融庁は、不正融資を未然に防げなかったばかりか、その不正により被害を被った国民を無視し続け、不正を行った金融機関を過剰に保護している。早期の被害者救済のため、金融庁は早急に対応を改めるべきである。</p>	R3. 10. 29 ホームページ
12	<p>[落とし物を拾った際の警察の対応について]</p> <p>外出先で多額の現金を拾ったため警察に連絡し、最寄りの交番まで届けるには距離があるので警察側から出向いて手続をしてもらえないか相談したところ、拾得者である私自身が交番まで出向いて届ける必要があると言われた。拾得者の移動手段が徒歩しかなく、最寄りの交番が遠い場合や、体が不自由な場合などは、警察側から出向いて手続を行う対応や、交番までパトカーで送るなどの対応を行ってほしい。</p>	R3. 10. 30 ホームページ